JAGREE WEB セミナー(令和6年1月22日)より

食料・農業・農村をめぐる 情勢の変化(農村の振興)について



農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長

山本恵太

PROFILE

やまもと けいた山本 恵太

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長。1993(平成5)年4月,北海道大学農学部農業工学科卒業後に農林水産省へ入省。国土交通省河川局治水課,農村振興局農村政策部中山間地域振興課,同局整備部水資源課勤務を経て,大分県宇佐市,(独)水資源機構へ出向。その後,農林水産省へ帰任し,農村振興局整備部防災課で海岸・防災事業調整官及び防災・減災対策室長を歴任後,国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課長に就任,2023(令和5)年9月より現職。

1. 食料・農業・農村基本法における「農村振興」の位置づけ

本日は、「食料・農業・農村基本法における『農村の振興』の位置づけ」と「基本法制定以降の情勢の変化」の二つについてお話しします。

「農村の振興」というのは、旧農業基本法にはなく、1999(平成11)年の法制定時に新たに入った概念です。農村は農業生産基盤を通じて多面的な機能が発揮されている場であることから、生活環境などの整備を含めた地域政策が展開されてきました。

このことを条文に即して見ていきますと、まず現行基本法第5条において、農村は、農業生産活動が行われる場であるとともに、農業者の生活基盤であることから、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、その振興を図られなければならないとしております。

また,第34条では,農業の生産基盤と生活環境の整備が総合的に行われる必要があるとしています。第35条では特に中山間地域について,食料供給や多面的機能の発揮に重要な役割(人口は全国の1割程度に対して,総土地面積は70%弱,農家数・耕地面積・農業産出額はいずれも4割程度)を果たしていながら,地理的条件が悪く,農業の生産条件が不利な地域であることから,生産条件の不利の補正を含め,地域特性に応じた施策が必要としています。中山間地域等直接支払制度は本条に基づいて設けられました。

また、第36条では都市と農村の交流の促進を規定しています。旧基本法では、農村問題は農工間の所得格差の問題ととらえ、価格政策等によって農業所得の向上を図る観点から政策を講じてきました。これに対し現行基本法では、農村を農業による食料供給と多面的機能の発揮の場としてと

農村振興施策の変遷

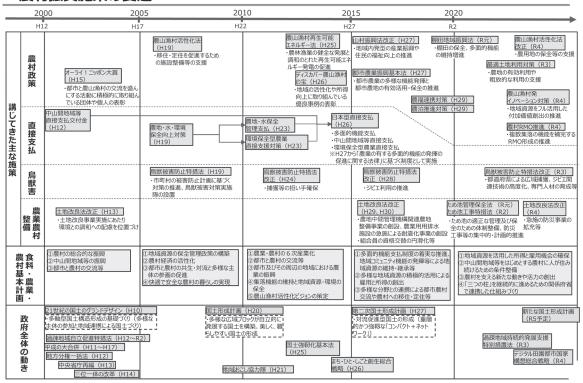


図1 農村振興政策の変遷

らえ、その機能の発揮には生活環境の整備等の地域政策が必要としています。

基本法制定後,2000(平成12)年から5年ごとに政策課題に対応して策定する基本計画に基づき, 各種の農村振興施策が制度化されています(図1)。

特徴的な事柄を見ますと、2015 (平成27) 年度の基本計画において、「地域資源を活用した雇用と所得の創出」が柱として初めて位置づけられました。これに基づいて、今、農村政策部で農福連携や農泊などが推進されています。

2019 (令和元) 年度には、議員立法により「棚田地域振興法」が制定され、棚田振興を図るために直接支払に棚田加算等が設けられました。

現在の基本計画(2020(令和2)年度~)では、2022(令和4)年度から「しごとづくり」として農山漁村発イノベーション対策を、「くらしづくり」として農村 RMO の形成を推進しているところです。

次に日本型直接支払です。先ほど言ったとおり、基本法第35条に基づき、2000(平成12)年に日本で初めての直接支払制度として、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払が創設されました。

2007 (平成 19) 年には、農地・農業用水の保全と質的向上に資する共同活動と、化学肥料・農薬の低減など環境保全型の農業に向けた支援施策として、農地・水・環境保全対策が開始されました。その後、この対策は、農地・水・保全管理支払と環境保全型農業直接支払対策に分離されています。

2014 (平成 26) 年には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が制定され、翌年度から中山間直払、多面的機能及び環境支払の3つが法律に基づいた日本型直接支払の制度として実施されてきています。

2. 基本法制定以降の情勢の変化

(1)農村における人口の減少・高齢化の進展

日本全体の人口は、2009(平成21)年度をピークとして既に減少傾向に転じています。世界的に見て他の国では伸びている所が多いのに対し、人口減少は顕著に進んでいます。65歳以上の高齢化率は各国おしなべて増加傾向ですが、日本は2021(令和3)年で29.8%と、先進国の中で最も高齢化が進んでいます。

日本の中で三大都市圏と地方圏とに区分すると、戦後の高度経済成長期、1960(昭和35)年から1970(昭和45)年、1980(昭和55)年にかけて、地方が減った分三大都市圏が増えて、地方から大都市圏への人口流入が進みました。その後、だんだん落ち着いてきますが、地方圏では、若干プラスに転じた年もあるものの、一貫して転出が増加しています。大都市圏の中では、東京圏だけが一貫して増え、その他はほとんどゼロか転出超過の状況となっています。

農村地域を都市的農業地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域と区分して見ますと、都市的地域を除いてすべてで大幅に減少しています。2040年を展望してみると、特に生産条件が悪い中間農業地域と山間農業地域では、1995(平成7)年の56%と40%になるという大幅な人口減少が推計されています。

この中間・山間農業地域とほぼ等しいエリアといえる過疎地域での人口減の原因を整理しました。 農村地域の人口減少は大都市圏への転出(社会減)が大きな課題でしたが、2008(平成20)年に 自然減と社会減が同等になり、それ以降自然減が上回っています。現在、人口の減少の原因は主に 自然減になっているのです。

以上を整理します(図2)。今,日本全体で自然減により人口減少が生じています。都市から農村に人口を戻す移住などにより社会減が一定程度緩和されたとしても、それを上回る規模で自然減が起こっているので、農村全体としては人口が大幅に減っていくことを前提としなければなりません。

農村では農業的な土地利用が相当部分を占め、農業生産と生活が一体として営まれています。農村が農業を支えるには、一つには、農業が営まれる場は農業者が生活する場でもあって、農村が農業者の生活の場を提供する機能、もう一つには、農業者とその関係者、つまり農村コミュニティの

留意すべき視点

6

1. 農村の人口問題は、農村から都市への人口流出(社会減)と捉えてきたが、今は日本全体で人口が自然減している。

農村への移住等により社会減が一定程度緩和されても、それを圧倒的に上回る規模で自然減が進行。

- 2. 基本法における農村:
 - 農村は、農業的な土地利用が相当の部分を占め、かつ、農業生産と生活が 一体として営まれているところ。
 - <農村の2つの機能>
 - ①農業が行われる場であるとともに、農業者に生活の場を提供。
 - ②農業者及びその関係者によって、水路や農道などの農業インフラを管理。

両者を区別する 心要がなかった。

農村での人口減が進む中で両者を一体的に捉えることに限界があるのではないか。 (コミュニティによる下支えが失われる地域についての営農継続性の検討が必要。)

図2 近年の農村の状況をめぐって留意すべき論点

住民が水路や農道などの農業インフラを共同で管理しているという機能によります。コミュニティにおいて農業者が大部分を占めていた状況ではこれらを区別して考える必要はありませんでしたが、現在は農村で人口減少や非農家化が急速に進み、両者を一体的にとらえるのは限界があるのではないか。地域コミュニティによる下支えが失われていく地域において農業をどのようにして継続していくのか。そういうことを考えなければならない状況に至っています。

(2) 農村における人口減少への対応

集落の人口規模に視点を当てると、中間農業地域、山間農業地域では9戸以下の集落が現状でも多い。2000(平成12)年から2015(平成27)年にかけて、どの地域類型でも9戸以下の集落の割合が増加しましたが、特に中間農業地域で4.4%から7.7%に、山間農業地域では8.8%から17.9%と急激に増加しています。この傾向は今後加速し、2050年には中間農業地域で11.6%、山間農業地域に至っては30%を超える集落が9戸以下になると推測されています。

総戸数が9戸以下になると、農業用用排水施設の保全や伝統的な祭り、集落のイベント、農地の保全など、集落活動が急速に低下します。集落での農家の割合も低下してきて、農業集落においても農家が少数派になってきています。

高齢化も進んでいます。2050年には高齢化率(65歳以上人口率)50%以上の集落が山間農業地域で43.1%、中間農業地域でも23.4%なることが予想されています。

2015(平成27)年時点で高齢化率50%以上の集落の生活環境を見ると、ライフラインや行政サービスのアクセスが良くないことが明白です。アクセスが悪いから高齢化が進んだとも考えられますが、逆に、高齢化が進むといろいろなサービスが低下する傾向もありますので、高齢化の進展が著しい中山間地域では、生活環境を今後いかに確保していくかということが課題になります。

以上のような小規模集落や高齢化集落では、営農の継続が困難になります。2050年を展望すると、30万 haから70万 haの農地で、人口減少や高齢化により営農の継続が困難になるリスクが存在していると予測されています。

こうした流れに抗して、人の流れをどうつくるか。デジタル田園都市国家構想総合戦略では、地方への移住・定住の促進を進めることとしています。最近、デジタル技術を生かしたテレワークを活用すれば転職しないでも地方への移住が可能になるとして、2027年には東京圏から地方への移住者を年間1万人にしようという目標を定めています。取組事例として、山口県が県庁内にテレワークのモデルオフィスを設置したり、一般社団法人移住・交流機構が移住希望がある方の取組を支援する移住・交流が一デンを設置したりしています。

実際に移住しなくても、田舎に年に何回か通うなど、継続的に特定の地域と関係を持つ都会の人(関係人口)を増やしていく取組もあります。どこかに継続的に関わりを持ちたくても個人では難しいので、中間支援組織がいろいろ立ち上がり、また、地域と企業、参加したい人とのマッチングを行う、官民連携のプラットフォームなどもできています。特に、補助金を用意しても使いたい所と結び付きにくいということで、県などが使いたい方に寄り添う伴走支援としての仕組みも用意しています。

定住・移住の施策は各省にあります。農水省では、新規就農したい方を応援する就農準備資金や、 農山漁村振興交付金の中で人材発掘などに支援する助成があります。

今の基本計画の中では、さきに述べたとおり、地域に仕事をつくることも盛り込んでいます。デジタル田園都市国家構想総合戦略でも、いくら移住したくても仕事がないということで、地方への移住を促進するのに、地方に仕事をつくるための企業のスタートアップが育ちやすい環境整備を

農村RMOの形成

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源(農地・水路等)の保全や生活環境(買い物・子育て等)など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。
- 複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と自治会、社会福祉法人など地域の関係者とが連携して農村RMOを形成し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組むことで、地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要。



図3 農村 RMO の形成

行っています。農林水産業,食品産業分野では、デジタル技術を活用したスマート農業,食品産業 による成長産業化、地域の活性化を支援しています。

次に農村 RMO の形成があります(図3)。人口減少・高齢化によるコミュニティ活動の弱体化について話してきましたが、このために農村 RMO(Region Management Organization、農村型地域運営組織)を形成する取組を推進しています。市町村で町づくり協議会など行政の手の行き届かない所を補完する取組がありますが、その農村版になります。

具体的には複数の中山間地域等の直払の集落協定や農業生産法人など農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉法人などとが連携して農村 RMO を形成し、農地の保全と地域資源の活用、生活支援を併せて取り組んでいこうというものです。2022 (令和4) 年度から地域振興課が助成し、今、全国に56の農村 RMO が形成されています。この補助金でなくとも、先ほどの町づくり協議会が農業分野に入っていくなど、実際の数はもっと多いかもしれません。

活用の事例として、①担い手がなく農地が管理できなくなってきた所で、高齢者等でも栽培・管理しやすい作物を導入する、②農産物の直売所への出荷と併せて御用聞きをして買い物を支援する、③バスを活用した農産物の出荷、あるいは病院とかに行くデマンド交通を用意する、などがあります。そして農山漁村発イノベーションの推進です(図4)。栃木県の例では、タケノコや栗の加工販売に加えて、美しい竹林景観を生かして映画のロケ地や観光商品として活用しています。このように、従来推進してきた6次産業化をさらに発展させて、地域の文化・歴史や森林・景観など農林水産物以外の多様な地域資源を活用した事業化に向けた取組を強化して、雇用・所得を確保しようというものです。

農山漁村発イノベーションの推進

○ 「農山漁村発イノベーション」とは、従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、 農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値の創出を図る取組。

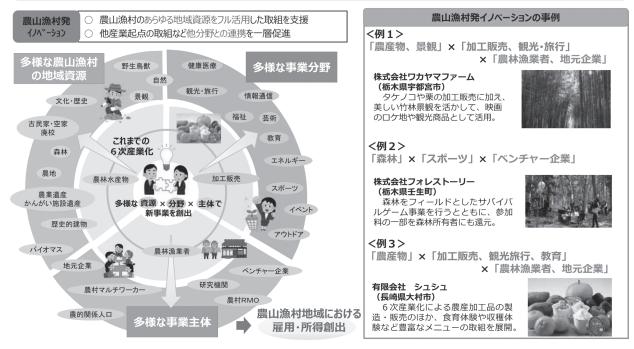


図4 農山漁村発イノベーションの推進

(3) 農村のインフラの維持

農業用用排水施設については、基幹的な施設が集中する地域では、幹線から支線を土地改良区が、 末端を水利組合が中心となって共同活動で管理しています。また、基幹的な施設が存在しない中山 間地域においては、集落ベースでの共同管理が主になっています。

土地改良区の受益面積は少しずつ減り、数自体も減っています。合併等で面積を上回るペースで数が減って、1地区当たりの受益面積が増加傾向にあると考えられます。組合員も減少し、300ha未満の小規模な土地改良区が全体の3分の2となっています。専任の職員がおらず、役場の農業関係課の職員が兼務するような場合も多くなっています。土地改良区が徴収する賦課金については、東日本では耕作者が支払い、西日本では実際に農地を貸していても所有者が支払う傾向にありますが、耕作者には自給的農家が、所有者には土地持ちの非農家が多くいて、中には地域に住んでいない不在地主もいます。

今後、人口減少により自給的農家や土地持ち非農家が減少したり、大規模な農業法人が増加して組合員となる農家が減少したり、受益面積が減少して賦課金収入全体が減っていくことが考えられます。そうすると、他の組合員がいない中で大規模な農業法人の負担がかなり増え、また、不在地主からどのように効率的に賦課金を徴収していくかという課題も生じてきます。

一方,施設については、更新整備を計画的に行っているものの、標準耐用年数を超過した基幹的農業施設の割合は、2007 (平成 19)年に42%だったのが2019 (令和元)年度には55%と上昇しています。特に、耐用年数の短い用排水機場では77%になっています。法定の耐用年数を超えてもすぐには支障は生じませんが、計画的に更新整備をしていったり、施設の数をできるだけ統合して減らしていくことが重要になっています。

施設の維持管理の効率化に向けた対策

- 農村人口や農地面積の減少により、施設の操作・運転に係る人員や土地改良区の賦課金収入の確保が困難となるおそれ。
- このため、ハード面の対策としては、水利施設の集約・再編、省エネ化・再エネ利用や I C T 活用による水管理の省力化・自動化等を推進し、施設の維持管理を効率化・低コスト化していく必要。
- また、ソフト面の対策としては、土地改良区の合併や区域拡大等を促進するとともに、維持管理への支援を強化していく必要。



図5 農業用排水施設の維持管理効率化対策

施設の老朽化に伴い、突発事故の発生件数が増加傾向にあります。特に加圧が必要なパイプラインが破裂する漏水事故が増えており、こうした突発事故の発生のリスクに対応しなければなりません。施設の点検・操作に係る人員の確保が難しくなっていますが、ドローン(UAV)や無人カメラによる点検など、省力化を図って人員を減らしても対応できるようにするとか、早期の予防保全を行ってリスクを回避するようなことが重要です。こういう取組は農業者の賦課金の負担を減らすことにもつながるので重要です。

土地改良区の維持管理費用は、最近の電気代や燃料費の高騰もあって増加傾向にあります。また、都市化の進展や集中豪雨の頻発化、被害の激甚化など農業者や土地改良区の責によらない要因で施設の管理が複雑になり、高度な操作も求められます。そういう点でも、今後、施設管理費用が増嵩していくことが見込まれますが、こうした管理の高度化・複雑化に対応できる人員の確保が困難な中、限られた少ない人数で管理できる技術の構築を図る必要があります。

こういう事態に対して、できるだけ人員や費用をかけずに施設を管理していく取組が重要になります(図5)。施設の統廃合による集約化・再編、更新時での省エネルギー化施設での更新、見回り・点検頻度を減らす ICT を使った水管理施設の導入、排水路のパイプライン化、農地法面の緩傾斜化によるリモコン草刈機の導入など、できるだけ低コストで管理ができるような整備が必要です。また、小水力・太陽光発電の売電収入等により管理費を賄うとか、小規模な土地改良区の合併による体制強化などソフト面の対策もあります。こういうことが事務経費のコスト縮減と同時に必要です。

末端の農地周りの施設については、主に集落や水利組合など農業者が維持管理していますが、さきに申したとおり、集落が9戸以下になったり高齢化率が6割を超すと、急激にその機能が低下します。

これに対して、共同活動による維持管理が考えられます。多面的機能支払の取組が増えてきてお

留意すべき視点

- 食料安全保障の観点からは、人口減少によって、集落による共同活動で管理していた農地周辺の末端水路などの農業のインフラ機能の維持が困難になる問題をどう克服していくかということが課題。
- 草刈り、泥上げ等は、農業者等の地域住民により担われているが、農村の人口の減少・高齢化が進む中で、集落での話合い、農地所有者と耕作者との協議などを通じ、役割分担を明確にすることが重要。
- なお、末端水路などの管理や費用負担の責任が整理されないまま、土地改良法の枠外で 水利組合等による慣行的な管理が持続されている場合もある。



○ 急速な人口減少の流れの中で、農業者の減少、農地所有者(土地持ち非農家)の不在村化や代替わりが進行する、これまでの慣行管理が困難となる等のおそれがあり、その管理の在り方を明確にしていく必要がある。この際、末端農業インフラの管理は食料の安定供給のリスクであり、食料安全保障の問題として捉える必要がある。

図6 食料・農業・農村基本法の見直しに向けた論点

り、交付金の対象組織の構成を見ると、自治会、女性会、子供会などが年々増加し、2021(令和3)年には構成員の35%となっています。今後も一層、農家も地域住民も減っていく中で、このような農業者と非農業者が一体となって管理していく体制づくりが重要になります。

多面的機能支払には、集落のリーダーになって支えてきた方が高齢化してできなくなった時に後 を継ぐ人がいないとか、煩雑な事務手続をやってもらえる人がいないとかの課題があり、特に小規 模な組織では、そういう人がやめてしまうと活動自体ができなくなってしまいます。

これを将来も継続的にできるようにするには、複数の集落を東ねて外部の団体などに事務局を依頼し事務手続を行うなど、広域化を進めていく必要があると考えています。現に広域化の組織のカバー率も年々増えていて、今後より一層進めていく必要があります。

以上を整理すると、急激な人口減少の下、農業者の減少、土地持ち非農家の不在村化、代替わりなど、慣行的な管理が困難になる可能性があり、それをどう管理していくのか、考えていく必要があるということです(図6)。末端の農業インフラの管理が疎かになると営農活動ができなくなり、ひいては食料の安全供給のリスクにもつながっていく。食料安全保障という観点からも、考えていかなければなりません。

(4) 鳥獣被害の深刻化

昨今,鳥獣被害が問題になってきています。農作物被害は,近年の取組によって 2010 (平成 22) 年の 240 億円をピークに減少傾向にあり,2021 (令和3) 年には 155 億円となっています。中山間地域では,野生鳥獣による農作物被害が耕作放棄地や荒廃農地の大きな原因になっており,被害の数値は直接の被害だけでなく,実際には農家の離農した影響額が考えられるので,もっと多くなってきます。

害獣として、シカは、1989 (平成元) 年からピークになった 2014 (平成 26) 年の 25 年間で、25 万頭から 255 万頭と 10 倍に増えています。イノシシも、1989 (平成元) 年からピークの 2010 (平成 22) 年の 20 年間で、19 万頭から 146 万頭と 8 倍に増えています。近年、捕獲を推進して減少傾向になり、一定の効果は発揮されているのですが、やってもやってもキリがない。

対策の担い手としての狩猟免許の保持者数は減ってきました。最近は少しばかり増えていますが

それはわな猟の人で、銃猟できる人はあまり増えていない。高齢化してどんどん減っていくので、 散弾銃やライフル銃による狩猟が可能な人をどう増やしていくか、それが課題となります。

3. 論点

以上を踏まえ、基本法の改正に向けた論点を提示していますが、その前に前提となる状況のポイントも挙げておきます(**図7**)。

論点は3つ。大きな状況として、農村の人口減少や高齢化があり、それに対して有効な手立てを打っていかなければならないということがあります。①農村部への移住や関係人口の増加、企業による就労機会の増大などに向け、さまざまな主体と連携して取り組むことが必要、②人口減少を前提とした農業用用排水施設の管理の継続のあり方を検討すべき、③農業生産活動の継続のみならず生活環境を脅かしかねない鳥獣被害の防止のための体制構築が必要、そういうことが焦眉の課題となっています。

【ポイント】

- 日本では、人口減少・高齢化が進んでおり、農村ではそのスピードが速く、集落の小規模化や高齢化による集落活動の停滞や生活環境の悪化の懸念が高まっている。
- 農村の維持のため、人口減少・高齢化を補う移住・定住、二地域居住などの取組、関係人口の増加を図る取組 等が進められている。
- 食料安全保障の観点からも、農業生産活動の継続が不可欠であるが、農村問題と一体的に捉えてきた用排水 施設などのインフラの維持が重要。
- ダム、頭首工等の基幹施設の維持管理については、主に土地改良区が担っているが、農業者数が減少する中、施設の集約・再編・撤去やICT等の新技術の活用による維持管理の効率化や水利コストの縮減を図ることが必要。
- また、水路等の末端施設の維持管理については、集落や農業者等による共同活動で担われているが、非農業者の参画を促進する一方で、農業者、非農業者ともに減少をすることを踏まえた対策の検討が必要。
- 農業者をはじめ農村の人口の減少等により、鳥獣被害も顕在化しており、鳥獣被害対策も必要。

【論点】

- ✓ 農業生産活動を継続するためには、農村コミュニティの機能を維持することが不可欠であることから、農村部への移住・関係人口の増加、起業による就労機会の増大などに向け、関係省庁や自治体、民間企業と連携して取り組む必要があるのではないか。
- ✓ 一方で、自然減により、農村の共同活動によって担われてきた用排水施設の管理機能が低下することは避けられない問題であることから、人口減少を前提として、管理対象や管理主体を明確にした上で、その管理の継続の在り方を検討すべきではないか。
- ✓ 農業者数の減少を見込んだ上で、農業生産活動の継続のみならず、住民の安全確保にも資するよう、鳥獣被害の防止のための体制整備を行う必要があるのではないか。

図7 基本法の改正に向けたポイントと論点

4. 具体的な施策の内容

以上の認識を踏まえて、2023(令和5)年6月2日に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」が取りまとめられました。この方向付けに基づき、具体的な施策が検討されていったわけですが、これについては同12月27日付で「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」が出されています。その内容のうち、農村振興局に関係する部分を抜粋してお示ししますのでご確認ください。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

Ⅱ 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(4)農業生産基盤の整備・保全

農業者が減少する中で、スマート技術等を活用した営 農が進めやすくなるよう、ほ場の一層の大区画化やデジ タル基盤の整備を推進すること等により、農地の受け皿 となる者への農地の集積・集約化を促進する。

また、需要に応じた生産を促進するため、水田の汎用 化に加えて、水田の畑地化も推進する。

現行の基本法では、農業生産の基盤の整備については、生産性の向上を促進するために行う旨が規定されているが

- ① 気候変動の影響に伴う災害の頻発化・激甚化が顕著となる中、災害の防止や軽減を図るためにも行う旨や、
- ② 施設の老朽化等が進む中、人口減少により施設の点検・操作や集落の共同活動が困難となる地域でも生産活動が維持されるようにするため、農業水利施設等の農業生産の基盤については、その保全管理も適切に図っていく必要がある旨

も位置付け、必要な事業や仕組みの見直し等を行う。

その際、防災・減災、国土強靱化対策については、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に取組を進めていくことが重要であり、国土強靱化の着実な推進に向けて強力に取組を進めていく。

また、災害復旧に当たっては、再度災害の防止等に向けた改良復旧の取組を推進する。

具体的な施策の内容

(4)農業生産基盤の整備・保全

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を 進める。

1) スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備

- ・ 国内農業生産の増大や輸出産地等の形成を図ることを視野に、生産性の向上を促進する観点から、スマート技術等の導入を進めるため、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備や、水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信基盤の整備等を推進し、それによる農地の集積・集約を推進する。
- ・ 需要に応じた生産に対応するため、水田の汎用化・畑地化、畑地の整備を推進する。

2) 農業生産の基盤の保全管理

- ① ダム、頭首工等の基幹施設
 - ・ 施設の集約・再編、I C T 等新技術導入、省エネ化等を推進する。
 - ・ 管理水準向上のため、土地改良区に対する技術的支援を推 進する。
- ・計画的に更新整備事業を実施するため、国等による発意での 事業実施も可能とする方向で土地改良法(昭和24年法律第 195号)における手続きの在り方を、令和6年度中に検討する。
- 土地改良区の運営基盤の強化に向けた関係機関による議論・取組の進め方を土地改良法に規定する方向で、令和6年度中に検討する。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

さらに、農業の生産基盤の保全管理については、

- ① ダム、頭首工等の基幹施設は、省エネ化、集約・再編、ICT等の新技術活用等を推進する。 ライフサイクルコストを縮減するとともに、突発事
 - ライフサイクルコストを縮減するとともに、突発事故の発生を防止するため、施設の管理水準の向上を図るとともに、行政の判断で迅速に対策を行うことができる仕組みを検討する。
- ② 用水路等の末端施設は、特に中山間地域では、草刈り、泥上げ等の共同活動が困難となっていくため、最適な土地利用の姿を明確にした上で、
 - ア)開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等を推進する
 - イ) 共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進等 を図る仕組みを検討する。

具体的な施策の内容

- ② 用水路等の末端施設
 - ・管理作業の省力化に資する整備を推進する。
 - ・多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・ 市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織 や非農業者の参画等を推進する。【再掲】
 - ・地域における農業水利施設等の保全管理の在り方について、 土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者による議論やそ の後の取組の進め方を土地改良法に規定する方向で、令和6 年度中に検討する。

3) 防災·減災、国土強靱化

- 気候変動に伴い一層頻発化・激甚化する災害への対応として、 将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和6年度中 に排水に係る基準等の見直しを検討する。
- ・ 防災重点農業用ため池については、洪水吐きの改修等豪雨 対策の先行整備を推進し、防災工事を加速化する。
- ・受益者からの申請等がなく実施できる土地改良法の「急施事業」において、施設の新設や被災後の改良復旧の円滑な実施を可能とするとともに、防災事業の目的(対策)を拡充する方向で、令和6年度中に検討する。

上記1)~3)の検討状況を踏まえて、令和7年の通常国会への土地改良法改正案提出を視野に法制作業を進めるとともに、令和7年度中に次期土地改良長期計画(令和8~12年度予定)を策定し、土地改良事業を計画的に実施する。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

Ⅱ 政策の新たな展開方向

4 農村の振興 (農村の活性化)

農村の活性化を図る上で重要な課題である「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から、以下の施策を推進する。

- ① 多様な人材の呼び込みに必要な農村の「しごとづくり」を強化するため、地産地消・6次産業化や農泊など地域の資源を活用した農山漁村発イノベーションを推進するとともに、関係人口も交えて地域に根ざした経済活動が安定的に営まれるよう、官民共創の仕組みも活用しながら伴走支援を行う。
- ② 複数集落エリアで農地保全や生活環境支援等に集約 的に取り組むなど、農村の「くらしづくり」を担う農 村RMOについて、特に中山間地域の小規模集落向け に形成を図る。
- ③ 中山間地域等において、棚田の振興など地域に「活力」を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築を推進する。
- ④ 中山間地域における農地保全のための地域ぐるみの話合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等にきめ細やかに取り組めるよう支援し、農村の持続的な「土地利用」を推進する。

また、こうした課題に対して、地域資源やAI、IC T等のデジタル技術を活用し、解決に向けて活動する 「デジ活」中山間地域での取組を、農林水産省が中心と なり、関係府省と連携して支援する。

これらの施策のうち、6次産業化や農村RMOについては、現行の基本法では、具体的な規定はないが、地域コミュニティの維持に必要不可欠な取組である旨を位置付ける。

具体的な施策の内容

4 農村の振興 (農村の活性化)

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

- ① 関係省庁との連携の下、これまで農業・農村に関するしごとに 携わっていなかった事業者と農業・農村活性化に関わる関係者と のマッチング機会の創出などを目指した官民共創の仕組みにより、 課題解決に協力可能な企業を農村に呼び込む。
- ② その上で、個別の施策については、以下のとおり深化させる。
 - ア)農山漁村発イノベーションについて、事業化に向けた取組の 強化を通じ、新事業や付加価値を創出し、農村の雇用や所 得を確保する取組を推進する。
 - イ)農泊について、更なる宿泊者数・インバウンド誘客・関係人口の増加に向けて、高付加価値化のモデルを創出し、全国へ 横展開する。
 - ウ)農村RMOについて、特に中山間地域等の小規模集落向けに、組織の立上げや活動充実の後押しと、市町村・都道府県・関係府省と連携したサポート体制の構築を推進する。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

そのほか、現行の基本法では、具体的な規定はないが、

- ① 鳥獣被害が農村における生産と生活の課題となる中で、鳥獣被害対策に取り組んでいく旨を位置付け、効率的な捕獲や侵入防止対策とジビエ利用の推進を図る施策を講ずる。
- ② 障害者を始めとする多様な人々の社会参画と同時に、これを通じた地域農業の振興が期待される中で、 農福連携に取り組んでいく旨を位置付け、必要な施策 を講ずる。

具体的な施策の内容

- エ) 鳥獣被害対策について、広域的で効率的・効果的な取組を支援する。また、ジビエ利用について、ハンターの育成や需要喚起といった捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を講ずる。
- オ)農福連携について、農業関係者が主体となった地域協議 会の拡大の後押しと、障害者だけでなく社会的に支援が必要 な者(生活困窮者等)の社会参画を促進する。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

Ⅱ 政策の新たな展開方向

6 多面的機能の発揮

日本型直接支払については、農業・農村の人口減少等 を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立 が図られるよう、まずは、

- ① 中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全やくらしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。
- ② 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払について
 - ア) 草刈りや泥上げ等の集落の共同活動が困難となることに対応するため、市町村も関与して最適な土地利用の姿を明確にし、活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進や、土地改良区による作業者確保等を図る仕組みを検討する。
 - イ)先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的 に後押しするとともに、これらの取組を下支えする 農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取 組を促進する仕組みを検討する。

これらとともに、地域計画を始めとする人・農地関連 施策やみどりの食料システム戦略との調和などを図る。

具体的な施策の内容

6 多面的機能の発揮

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を 進める。

(1)中山間地域等直接支払·多面的機能支払

中山間地域等直接支払について、令和7年度からの次期対策では、多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進する。

多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・ 市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や 非農業者の参画等を推進する。【再掲】また、事務の簡素化や土 地改良区の共同活動への関与の在り方について令和6年度中に 検討する。

(2) 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払

クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。

その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。【再掲】